規則

職 員 \mathcal{O} 特 殊勤務手当に関する規則の _ 部を改正する規 則をここに 公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七—一〇九三

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

次 \mathcal{O} 員の ように改正する 特殊勤務手当に関する規則 (埼玉県 人事委員会規 則 七 七二 四 \mathcal{O} _ 部 を

二条第一 和 五年政 条第二項第六号中 第三条第一項中 令第八十五号) 項に規定する相 婦人 婦婦 談及び 相談 第二条第一 人相談所に セ 調 ン 査 タ 項に規定する相談」 関 _ を する政令 を 「女性相談支援センタ 「男女共同参画 (昭和三十二年政令第五十六号) 第 に改め 推 進 **Š** セ に関する政令 ン タ] に 改 め、 **令**

律(令和四年法律第五十二号) 規定する 女性の緊急時に 所」に、 十三条第一 「売春 要保護女子の 防止法 項第二号中 お ける安全の確保及び 一時保護」を (昭和三十一年法律第 「婦人相談セ 第九条第三項第二号に規定する 「困難な問題を抱える女性 時保 ンタ 護」 百十 を に改める。 八号)第三十四条第三項第三号に 「男女共同 参画 困 \sim の支援 難な問題を抱える 推 進 に関す セン タ る法 支

附則

」の規則は、令和六年四月一日から施行する。